特定外来生物の飼養等に関する許可及び届出の取扱要領

令和５年 10 月 23 日
令和８年７月１日　改正

目次

一　通則 1
二　許可申請書等の提出先 2
三　申請等の内容の事前指導 2
四　許可申請書の様式（施行規則第４条第１項関係） 2
五　許可申請書の添付書類（施行規則第４条第２項関係） 3
（１）飼養等の目的について説明する書類 3
（２）飼養等しようとする施設の位置を明らかにした図面 5
（３）主たる飼養等取扱者について説明する書類 5
六　許可申請書の処理 5
七　不許可処分等 5
八　許可証の記載事項（施行規則第４条第４項関係） 6
（１）許可番号 6
（２）特定外来生物の種類 6
（３）飼養等の目的 6
（４）飼養等する数量 6
（５）飼養等施設 7
（６）許可の有効期間 7
九　許可証の再交付申請の手続き（施行規則第４条第６項関係） 8
十　許可後における内容の変更 8
十一　許可証の亡失の届出（施行規則第４条第８項関係） 9
十二　許可証の写しの交付（施行規則第４条第９項関係） 9
十三　飼養等の許可の失効の届出（施行規則第 10 条関係） 10
十四　許可に際しての条件（法第５条第４項及び施行規則第７条関係） 10
十五　識別措置の届出（施行規則第８条第２号関係） 10
十六　飼養等の禁止の適用除外に関する届出（施行規則第２条関係） 10

一　通則

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する特定外来生物について、その飼養、栽培、

保管又は運搬（以下「飼養等」という。）に関する許可及び届出に関しては、法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成 17 年政令第 169 号。以下「施行令」という。）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第２号。以下「施行規則」という。）、環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 4 号。以下「共管告示」という。）並びに環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年５月環境省告示第 42 号。以下「単管告示」という。）及び特定外来生物被害防止基本方針（以下「基本方針」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

二　許可申請書等の提出先

特定外来生物の飼養等に関する許可申請書及び届出書は、申請又は届出（以下「申請等」という。）に係る特定飼養等施設の所在地を管轄する地方環境局又は自然環境事務所（以下「地方環境局等」という。）へ提出させるものとする。特定飼養等施設が特定の場所に常置することとされていない申請等にあっては、申請者又は届出者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）を飼養等施設の所在地とみなし、その所在地を管轄する地方環境局等へ提出させるものとする。

なお、農林水産省と環境省の共管の特定外来生物に係る申請等については、施行規則第35 条に基づき、環境大臣に提出することができることとなっているため、地方環境局等に申請書その他の書類及びその写し１通が提出された場合には、地方環境局等は申請内容に不備がないか確認した後、提出された写しを遅滞なく農林水産省の関係部局に回付する。

三　申請等の内容の事前指導

申請等に関し相談を受けたときは、必要に応じて飼養等の状況について現地確認を行い、申請等に係る行為の内容及び申請書又は届出書の内容が法、施行規則、共管告示、単管告示、基本方針及び本要領に照らし適切なものとなるよう、指導するものとする。

また、指導に際しては、行政手続法（平成５年法律第88号）第４章の規定に留意するものとする。

四　許可申請書の様式（施行規則第４条第１項関係）

施行規則第４条第１項の規定による申請（十に記載する許可後における内容の変更のための申請を含む。）の様式は様式1-Aによるものとする。また、法第５条に基づく飼養等の許可を既に受けて特定外来生物を飼養等している者が、許可の有効期間の終了後に継続して飼養等をしようとする場合の申請（以下「許可の更新の申請」という。）の様式は、様式1-B によるものとする。ただし、ハナガメ、ガー科の全種、ガー科に属する種間の交雑により生じた生物、ざりがに科、アメリカざりがに科、アジアざりがに科及びみなみざりがに科の全属（アメリカザリガニを除く）並びにアカミミガメ及びアメリカザリガニに関す

る申請については、それぞれの特定外来生物の種類及び飼養等の目的に応じた様式（様式1-A-1～1-A-5及び様式1-B-1～1-B-4）を使用することができる。また、農業生産のためにセイヨウオオマルハナバチの飼養等をする複数の者（巣箱の譲渡し又は譲受けのみを行う者も含む。）が連名で許可の更新の申請をする場合にあっては、別に定める様式を使用することができる。

五　許可申請書の添付書類（施行規則第４条第２項関係）

許可申請書には、施行規則第４条第２項に基づき書類を添付させる。ただし、許可の更新の申請をさせる際、申請内容に変更がない等の理由により、添付書類の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。なお、許可内容の変更のための申請をさせる際の添付書類については、施行規則第13条において、その一部を省略することができることが規定されている。

また、施行規則第４条第２項の規定による申請書の添付書類のうち、その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類として、次のとおり定める。なお、許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物を輸入する際には、法第25条及び施行規則第30条に基づき種類名証明書の添付が必要となる。

（１）飼養等の目的について説明する書類

飼養等の目的に応じて、その目的について説明する書類を次のとおり添付させるものとする。なお、飼養等の目的が複数ある場合には、主たる目的について説明する書類を添付させるものとし、その他の目的については必要に応じて補足資料として添付させるものとする。

①　学術研究の目的の場合

当該特定外来生物に係る学術研究の内容及び計画について記載した書類を添付させるものとする。また、当該研究が学問的視点に立った研究調査等であることを確認するために必要な場合には、当該研究に関連する過去の実績についても記載させるものとする。

②　博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的の場合

当該特定外来生物に係る展示の内容について記載した書類又は展示の内容が分かるパンフレット等を添付させるものとする。

③　教育の目的の場合

当該特定外来生物に係る教育の内容について記載した書類を添付させるものとする。

④　生業の維持の目的の場合

当該特定外来生物に係る「特定の業活動」の内容について記載した書類及び当該特定外来生物の指定日以前から当該業活動により生計を立てていたことを示す書類を添付させるものとする。

また、特定外来生物の譲渡し等を主たる業とする場合（販売事業者等）には、共管告示及び単管告示で定められた飼養等の許可の有効期間（以下「有効期間」という。）内に増加させて飼養等をする数量に係る補足資料（様式 1-A 補足）を添付させるものとする。なお、当該補足資料に記載する輸入又は生産等（管理釣り場又は養殖場でオオクチバスの飼養等をする場合は、野外捕獲を含む。以下同じ。）をして飼養等をする特定外来生物の数量については、我が国に存在することとなる特定外来生物の総量を増加させることで、生物多様性等への被害を生じさせるおそれを高めることになること等から、原則として、当該特定外来生物の指定以前（許可の更新の申請に当たっては、前回の許可期間中）の輸入又は生産等の数量の実績を上限とするものとする。そのため、新規申請の場合には、原則として、有効期間に相当する年数分の過去の輸入又は生産等の数量の実績が分かる書類を添付させるものとし、許可の更新の申請の場合には、前回の許可期間中の増減台帳（様式 7 参照。既に提出を受けているものは除く。）を添付させるものとする。

⑤　特定外来生物の指定の際現に国内において飼養等をしている当該特定外来生物（施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体を除く。）に係る愛玩又は観賞（当該特定外来生物を相続により取得した場合を含む。）の目的の場合

当該特定外来生物の指定の際現に国内において申請に係る個体の飼養等をしていることを証明する写真又は書類（撮影日時や場所が分かる写真や購入時の領収書等）及び申請に係る個体の写真（当該申請時期に撮影したもので、個体の特徴や大きさ等が分かるもの）を添付させるものとする。申請に係る個体の数が多く、個体ごとに写真や書類を用意することが困難である場合は、複数の個体の飼養等についてまとめて証明する写真又は書類の添付も可能とする。

⑥　国内において愛玩又は観賞の目的で飼養等をしている当該特定外来生物（施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体に限る。）を、海外に持ち出し、その後輸入して愛玩又は観賞する目的の場合

国内において申請に係る個体の飼養等をしていたことを証明する写真又は書類（撮影場所が分かる写真や購入時の領収書等）、申請に係る個体を国内から海外に持ち出した経緯及び輸入しなければならない理由を記載した書類及び申請に係る個体の写真を添付させるものとする。

⑦　特定外来生物の指定の際現に海外において愛玩又は観賞の目的で飼養等をしている

当該特定外来生物（施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体に限る。）を輸入して愛玩又は観賞する目的の場合

申請に係る個体を当該特定外来生物の指定の際現に飼養等をしていることを証明する写真又は書類（撮影日時が分かる写真や購入時の領収書等）、輸入しなければならない理由を記載した書類及び申請に係る個体の写真を添付させるものとする。

⑧　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的の場合

公益上の必要性について記載した書類を添付させるものとする。

（２）飼養等しようとする施設の位置を明らかにした図面

施設の位置を周辺状況とともに示した概況図及び飼養等しようとする施設の敷地内（屋内の場合は建物内）における位置を明らかにした図面を添付させるものとする。

（３）主たる飼養等取扱者について説明する書類

申請者が法人であって、申請者たる法人以外の者が主たる飼養等取扱者となる場合は、申請者から主たる飼養等取扱者に特定外来生物の取扱いが委託等されていることを証する書類を添付させるものとする。

六　許可申請書の処理

申請に係る特定飼養等施設の所在地を管轄する地方環境局等は、飼養等許可の申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、申請者に補正させた上で、法第５条第３項各号及び施行規則第６条各号に該当しないことを審査し、処理するものとする。

相当の期間を経過しても申請書の不備等が補正されない場合にあっては、速やかに行政手続法第７条の規定に沿って申請を拒否する処分を行うものとする。

上記処理は、申請書が地方環境局等に到達した日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として１月以内に行うものとする。ただし、申請書の内容の不備その他の事由により指導を要する場合はこの限りでない。

なお、提出された申請書及び添付書類については環境省行政文書管理規則等に従い適切に保管するとともに、特に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づく開示請求があった場合等には、個人情報や企業秘密等の取扱いについて十分注意するものとする。

七　不許可処分等

許可申請に対し申請の拒否又は不許可の処分を行う場合には、行政手続法第８条の規定

により、処分の内容を通知する書面にその理由を記載するものとする。

また、法第９条の３第２項に基づき許可を取り消す場合、この取消しは、行政手続法第２条第４号の不利益処分に該当する。このため行政手続法第３章に定めるところに従って処分を行うことが必要となる。

八　許可証の記載事項（施行規則第４条第４項関係）

飼養等の許可をしたときは、施行規則第４条第４項の規定に基づく様式第一による許可証を交付する。許可証の記載事項は次のとおりとする。

（１）許可番号

当該許可に固有の番号を記載するものとする。許可後における内容の変更の許可をした場合及び許可の更新の申請に対する許可をした場合にあっても、新たな許可番号を付すことはしない。

（２）特定外来生物の種類

施行令別表第一に定められている種名の和名（和名がない場合は学名のカタカナ表記）及び学名（アルファベット表記）を記載するものとする。ただし、施行令別表第一で種名が科又は属全種などと定められている場合には、科名又は属名の和名（和名がない場合は学名のカタカナ表記）、種名の和名（和名がない場合は学名のカタカナ表記）及び学名（アルファベット表記）を記載するものとする。

（３）飼養等の目的

学術研究又は施行規則第３条各号で定める目的のいずれかを記載するものとする。飼養等をする目的が複数ある場合には、行為の主従を判断した上で、主たる目的を一つ記載するものとする。

（４）飼養等する数量

原則として、個体数を表す単位（「頭」「匹」「個体」等）で記載するものとする。ただし、愛玩又は観賞の目的以外の目的であって、哺乳類、鳥類及びは虫類を除く両生類以下の生物については、量を表す単位（「kg」等）や流通時に通常用いる単位（「箱」等）も可能とする。

当該数量は、原則として、許可の対象となる特定飼養等施設（共管告示第１条第３号に規定する移動用施設並びに単管告示第１条第３号に規定する移動用施設及び第２条第８号イ（３）又は第 25 号イ（２）に規定する運搬の用に供する施設（以下「移動用施設等」という。）を除く）内で同時に飼養等をする数量の上限を記載するものとし、移動用施設等のみで飼養等をする場合は、有効期間内に輸入、購入又は野外捕獲等により増加させて飼養等をする数量の上限を記載するものとする。

また、当該数量の上限の考え方については次のとおりとする。

① 愛玩又は観賞の目的で飼養等をする場合

特定外来生物の指定の際現に飼養等していた個体に許可が限られるため、現に飼養等している数量を上限とする。

② 生業の維持の目的でセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の更新を行う場合（販売するために輸入及び生産を行わずに飼養等をする場合並びに北海道又は在来マルハナバチ類が生息しない沖縄本島その他島嶼部において輸入及び生産を行わずに飼養等をする場合を除く）

代替種としての在来マルハナバチ類の適切な利用の促進を図るため、平成 31 年 4 月 19 日付自然環境局長通知及び令和 3 年 12 月 24 日付野生生物課長通知に基づき、直前の許可時の「飼養等する数量」を上限とする。なお、輸入又は生産等をして飼養等をする場合は、「飼養等する数量」とは別に、様式 1-A 補足による補足資料に記載された輸入及び生産等の数量を許可証の送付時に申請者へ通知するものとする。

③ ①及び②以外の場合

原則として、飼養等の目的と照合して必要と認められる最小限の数量かつ特定飼養等施設の規模と照合して妥当な数量を上限とする。ただし、移動用施設等のみで飼養等をする場合は、飼養等の目的と照合して必要と認められる最小限の数量を上限とする。

なお、生業の維持の目的で、特定外来生物の譲渡し等を主たる業とする場合は、「飼養等する数量」とは別に、有効期間内に増加させて飼養等をする数量の上限（様式 1-A 補足による補足資料に記載された数量）を許可証の送付時に申請者へ通知するものとする。

（５）飼養等施設

共管告示第１条各号及び単管告示第１号各号で定義する特定飼養等施設の種類を記載するものとする。ただし、アカミミガメについては単管告示第２条第８号イ（１）～（５）、アメリカザリガニについては同条第 25 号イ（１）～（４）に規定する特定飼養等施設の種類を記載するものとする。

（６）許可の有効期間

共管告示及び単管告示に定められた許可の有効期間の開始日と終了日を「＜年月日＞～＜年月日＞まで」と記載するものとする。また、継続して飼養等の申請をする場合を考慮し、括弧書きで「その期間が終了するまでに許可の更新の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、許可するかどうかの処分がある日まで」と付記する。

なお、この際の開始日と終了日の考え方については次のとおりとする。ただし、飼養等許可を受けた内容を変更する申請に対する許可の場合は、十に定めるとおりとする。また、学術研究等を目的とした一時的な飼養等である場合は、共管告示及び単管告示に定められた飼養等許可の有効期間より短い期間を有効期間とすることができる。

①　新規申請に対する許可の場合

許可年月日から、共管告示及び単管告示で定められた飼養等許可の有効期間を経過した日を特定し「＜許可年月日＞～＜当該年月日＞まで」と記載するものとする。ただし、アカミミガメ及びアメリカザリガニを輸入して愛玩又は観賞の目的で飼養等をする場合の終了日については、単管告示に基づき「許可に係る飼養個体の全てについて譲渡し、死亡その他の事由により飼養等をする必要がなくなった日まで」と記載するものとする。

②　許可の更新の申請に対する許可のうち、前回の許可の有効期間内に許可する場合

前回の許可の有効期間の終了日の翌日から、共管告示及び単管告示で定められた飼養等許可の有効期間を経過した日を特定し「＜前回の許可の有効期間の終了日の翌日＞～＜当該年月日＞」と記載するものとする。

③　許可の更新の申請に対する許可のうち、前回の許可の有効期間後に許可する場合（ただし、前回の許可の有効期間に、括弧書きで「その期間が終了するまでに更新のための許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、許可するかどうかの処分がある日まで」と付記されており、かつ、許可の更新の申請が前回の許可の有効期間内に提出された場合に限る。）

前回の許可の有効期間の終了日の翌日から、共管告示及び単管告示で定められた飼養等許可の有効期間を経過した日を特定し「＜許可年月日＞～＜当該年月日＞まで」と記載するものとする。なお、この場合、前回の許可の終了日の翌日から今回許可開始日の間の許可は前回の許可証で担保されていることとなる。

九　許可証の再交付申請の手続き（施行規則第４条第６項関係）

施行規則第４条第６項の規定による許可証の再交付申請は様式２によるものとする。再交付は、既存の許可番号のまま、許可証の件名を「特定外来生物の飼養等について（許可証）（再交付）」とし、再交付時の局長名及び日付で発出するものとする。

十　許可後における内容の変更

飼養等許可をした後、施行規則第４条第１項第１号（申請者の住所、氏名、職業及び連絡先）又は同項第５号イに掲げる内容（飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業）を変更する場合は、同条第７項に基づく届出を様式３により行わせる。

飼養等許可をした後、施行規則第４条第１項第２号ロ（数量）、同項第４号（飼養等施

設の所在地又は規模及び構造）及び第５号ロ（飼養等に係る管理体制）に掲げる内容を変更しようとする場合は、様式 1-A により、許可を受けた内容を変更する部分についての申請を行わせるものとする。この場合、施行規則第13条の規定に基づき、変更する事項に係らない添付資料については省略することが可能である。また、変更しようとする時期が許可の更新の申請時期と重なる場合は、様式 1-B により許可の更新の申請と合わせて内容の変更について申請させることができる。

飼養等許可を受けた内容を変更する申請に対する許可についての施行規則第４条第４項の規定に基づく様式による許可証には、変更前の許可証が効力を有し続けることを防ぐため、許可証本文なお書きとして「なお、変更前許可（＜年月日＞付け＜番号＞）については、その効力を失う。」と付記する。変更前の許可証及び許可証の写し（交付した場合）については、変更申請の許可証を交付する際に任意で返納を求めるものとする。

また、許可証の許可の概要欄のうち、「申請年月日」には、変更に係る許可をしたことが分かるよう、申請日の横に括弧書きで「前回申請日：前回申請の申請日」を記入することとする。「許可の有効期間」には、許可の有効期間の開始日と終了日を「＜年月日＞（変更前の許可の日付）～＜年月日＞（変更前の許可の有効期間の終了日）まで」と記載し、括弧書きで「その期間が終了するまでに許可の更新の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、許可をするかどうかの処分がある日まで」と付記する。

なお、施行規則第４条第１項第２号イ（特定外来生物の種類）又は同項第３号（飼養等をする目的）に掲げる内容を変更する場合は、新たな申請が必要となる。また、セイヨウオオマルハナバチの輸入・生産業者における巣箱（移動用施設）に係る規模及び構造の軽微な変更（飼養される個体数が変わらない範囲の規模の変更や、密閉の形態や飼養管理方法の変化を伴わない構造の変更であって、単管告示に示される審査の対象項目の変更が生じないもの）については、変更の申請は不要とし、軽微な変更であることを示す文書等を提出させるものとする。

十一　許可証の亡失の届出（施行規則第４条第８項関係）

施行規則第４条第８項の規定による許可証の亡失の届出は様式４によるものとする。なお、施行規則第４条第８条ただし書の規定のとおり、許可証の再交付申請を行った場合は、許可証の亡失の届出は不要である。

十二　許可証の写しの交付（施行規則第４条第９項関係）

施行規則第４条第９項の規定による許可証の写しの交付の申請は様式５によるものとする。交付する許可証の写しは、過去に施行した許可証の写しに、写しの交付時の所長名、日付及び当該文書が原本の写しであることを付したものとする。なお、許可証の写しの交付を行った許可について、写しを交付した後に施行規則第４条第５項に基づく許可証の再交付を行った場合でも、当初の許可証の内容が変わるものではないことから、当初の許可

証の写しは引き続き有効であり、再交付した許可証の写しの発行は不要である。

十三　飼養等の許可の失効の届出（施行規則第 10 条関係）

施行規則第10条の規定による許可の失効の届出は様式６によるものとする。なお、当該届出者は、施行規則第４条第 10 項第２号及び第４号に基づき許可証を返納する必要がある。

十四　許可に際しての条件（法第５条第４項及び施行規則第７条関係）

法第５条第４項の規定による条件は、付された条件が履行されない場合は、法第９条の３の規定による措置命令あるいは法第33条の規定による罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として、別表に掲げる例文によるものとする。

また、施行規則第７条第２号の規定による数量の変更の届出は様式第７によるものとする。

十五　識別措置の届出（施行規則第８条第２号関係）

施行規則第８条第２号の規定による識別措置の内容の届出は様式第７によるものとする。

十六　飼養等の禁止の適用除外に関する届出（施行規則第２条関係）

施行規則第２条第24号の規定によりアカミミガメ又はアメリカザリガニを新しい飼い主に頒布しようとする者が行う届出は様式８によるものとする。当該届出には、特定飼養等施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を添付させるものとする。なお、当該届出を受領した際には、届出を受領した旨について、書面又はメール等により届出者に対して通知するものとする。その際、届け出た内容に変更があった場合には新たに届出を提出すること及び施行規則第２条第24号に該当しなくなった場合には届出を取り下げることを届出者に指導するものとする。

また、施行規則第２条第25号の規定によりアメリカザリガニを餌として譲り受け保管する者が行う届出は様式９によるものとする。当該届出には、特定飼養等施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を添付させるものとする。当該届出は、「その年に譲り受けようとする個体について」届け出るものであることから、届け出た年に限り有効となる。同じ届出者による２回目以降の届出の際、特定飼養等施設の規模及び構造に変更がない場合は、特定飼養等施設に係る添付資料については省略可能とする。なお、当該届出を受領した際には、届出を受領した旨について、書面又はメール等により届出者に対して通知するものとする。

以　上

（別表）

	条件例文	条件を付する場合
１．数量の変更等に係る条件（ただし書該当なし） ※共管告示及び単管告示の「届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間」においてただし書に該当しない場合		
1-1	特定外来生物の飼養を開始した場合及び飼養等をする特定外来生物の個体の数量が○○（共管告示及び単管告示に定められた届出が必要となる数量の増加の事由）により増加し又は○○（共管告示及び単管告示に定められた届出が必要となる数量の減少の事由）により減少した場合には、当該事由が発生した日から 30 日以内に増減・識別台帳に必要事項を記入し○○（許可権者）に届け出ること。	特定外来生物の飼養を新たに許可する場合に、識別措置の届出を求めるために付す。 また、輸入、譲受け、引受け、捕獲等により特定外来生物の数量を増加させた場合又は譲渡し、引渡し等により数量を減少させた場合に、許可を受けた数量の上限を超えないこと、譲受け、譲渡し等が法令で禁止されている者との間で行われていないことを確認するため、飼養等をする数量の増加又は減少が見込まれる場合に付す。 ただし、アカミミガメ及びアメリカザリガニを生業の維持の目的以外の目的で飼養等をする場合は、識別措置は不要であるため「特定外来生物の飼養を開始した場合及び」は不要。
２．数量の変更等に係る条件（ただし書該当あり） ※共管告示及び単管告示の「届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間」においてただし書に該当する場合		
2-1	毎年○月末（当初許可を受けた日の属する月の翌月末）までに、前年○月（当初許可を受けた日の属する月）から前月までの１年間の数量の増加又は減少及び識別措置内容について、増減・識別台帳に必要事項を記入し○○（許可権者）に報告すること。 増減・識別台帳は、増加又は減少があるごとに記入し、○年間保管し、○○（許可権者の属する組織の職員）の求めがあったときはこれを閲覧させること。	1-1 と同様の場合であって、共管告示及び単管告示の「届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間」においてただし書に該当する場合に、増加又は減少及び識別措置に関する事項を記録させ、一定期間ごとに報告させるために付す。 なお、２文目については哺乳類、鳥類又は爬虫類の場合のみに付す。
2-2	特定外来生物の飼養を開始した場合には、飼養を開始したときから 30 日以内に、当該個体の識別措置内容について、増減・識別台帳に必要事項を記入し○○（許可権者）に届け出ること。	特定外来生物の飼養を新たに許可する場合に、識別措置の届出を求めるために付す。 ただし、アカミミガメ及びアメリカザリガニを生業の維持の目的以外の目的で飼養等する場合は、識別措置は不要であるため本条件は不要。
３．識別措置に関する条件（１及び２に含まれないもの）		
3-1	許可を受けた際現に飼養等をしている個	特定外来生物の指定の際現に飼養していた場合

	体について許可を受けた日から 30 日以内に、当該個体の識別措置内容について、増減・識別台帳に必要事項を記入し○○（許可権者）に届け出ること。	に、その個体について、識別措置の届出を求めるために付す。 ※許可後に新たに飼養を開始する個体については、１及び２の条件により識別措置を求める。ただし､アカミミガメ及びアメリカザリガニを生業の維持の目的以外の目的で飼養等する場合は、識別措置は不要であるため本条件は不要。
４．繁殖の制限等に関する条件		
4-1	飼養等をする特定外来生物の飼養等を開始した日から○日以内に、外科的な不妊措置を講じ、当該措置を講じたことを証する獣医師の発行した証明書を○○（許可権者）に提出すること。	防除個体の引取りに伴って雌雄を含む複数個体の飼養等をする場合に､繁殖により個体数を増加させないよう措置を実施させるために付す｡外科的な措置が確実に施せる種に対し付し､幼齢の場合など､措置が困難な個体については､措置が可能となった時点で措置を求めるよう条件を付す。
4-2	性別の異なる個体を同一の施設で飼養しない等､繁殖により個体数が増加しないための措置を講ずる｡(また､産卵があった場合には､当該卵が孵化することのないよう適切に処分すること｡)	防除個体の引取りに伴って雌雄を含む複数個体の飼養等をする場合に､繁殖により個体数を増加させないよう措置を実施させるために付す｡産卵する種の場合には､産卵があった場合の措置について条件を付す。
4-3	特定外来生物の個体毎に、性別、体重、推定年齢、健康状態等を記録し、個体の情報を付した報告書を半年ごとに○○（許可権者）まで提出すること。	防除個体の引取りに伴って個体の飼養等をする場合に付す。
５．特定外来生物の種類に応じて追加で付す条件 ※セイヨウオオマルハナバチについて、原則として、輸入又は生産を行おうとする者の場合は 2-1 及び 2-2（新規許可の場合）に加えて 5-1 を、国内での流通のみを行う者には 2-1 に加えて 5-2 を、譲渡しを行わず固定された施設内で飼養等をする者については 2-2（新規許可の場合）に加えて 5-2～5-4 を付す。		
5-1	特定外来生物の譲渡し、譲受け、引渡し又は引受けをする場合には、特定飼養等施設（巣箱）に入った状態で行うとともに、譲渡し又は引渡しをする場合には、施設の表面に許可を受けている旨及び許可番号を表示すること（既に表示がなされている場合を除く｡)。	セイヨウオオマルハナバチの輸入･生産業者が譲渡し、譲受け、引渡し又は引受けを行う場合に、確実に許可を受けた巣箱で流通することを確保する必要があることから､必要な表示を求めるために付す。
5-2	特定外来生物の譲渡し、譲受け、引渡し又は引受けをする場合には、特定飼養等施設（巣箱）に入った状態で行うとともに、施設の表面に許可を受けている旨及び許可番号が表示されていることを確	セイヨウオオマルハナバチの譲渡し、譲受け、引渡し又は引受けを行う場合に､巣箱に入った状態で行うこと、また、確実に許可を受けた巣箱で流通することを確保するために付す。

	認すること。	
5-3	ハウス等の施設内で個体を放つ場合は、施設の開口部に個体の逸出防止のためのネット等が展張されていることを確認すること。	セイヨウオオマルハナバチの飼養等をする農家等がハウス等の施設で飼養等をする場合に、個体の逸出を防止するため、出入口、天窓部、側窓部等の開口部に展張したネット等が確実に張られていることを確保するために付す。
5-4	特定外来生物の飼養等をしなくなった場合には、特定飼養等施設内の個体が逸出することのないよう、適切に処分すること。	セイヨウオオマルハナバチの飼養等をする農家等がセイヨウオオマルハナバチを飼養等をしなくなった場合、巣箱の内部で生存している個体を処分させる場合に付す。